

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和 8 年度 沖縄労働局健康診断業務
- (2) 仕 様
詳細は仕様書による
- (3) 契約期間
契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所
支出負担行為担当官指定の場所 詳細は仕様書による

2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。
- (2) 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「C」の等級に格付けされる者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間 (⑤及び⑥については 2 保険年度) の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険 (全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数 37.5 人未満の企業は除く)
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数 101 人未満の事業主は除く)
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (12) 情報セキュリティ対策業者として、審査機関より「プライバシーマーク付与」(JISQ15001: 日本工業規格)、「ISMS/ISO27001 認証」(ISO/IEC27001: 国際標準規格、JISQ27001: 日本工業規格)のいずれかを取得していること。ただし、取得していない場合、個人情報の管理を適切に行う能力を有する者であること。また、過去に同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

3. 入札説明書の交付及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明書の交付 ※土日祝日を除く

日時 令和8年8月17日(月)から令和8年8月28日(金) 9:00~17:00

場所 (ア) 沖縄労働局 総務部総務課 会計第一係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

(イ) 沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添3「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

- (2) 入札を希望する者は、令和8年8月28日(金) 17:00 までに説明書・仕様書の交付を受け説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記4(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること。

4. 入札

- (1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札提出期限及び場所

日時 令和8年8月31日(月) 12:00 まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

5. 開札

日時 令和8年8月31日(月) 14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記2の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札者の記載金額について

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) 詳細は入札説明書・仕様書による。

(10) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(11) 問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）
沖縄労働局総務部総務課会計第 1 係 安里 電話（098）868-4003

以上公告する。

令和 8 年 8 月 17 日

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 松原 大

入 札 説 明 書

令和8年度 沖縄労働局健康診断業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 松原 大

2. 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和8年度 沖縄労働局健康診断業務

(2) 仕 様

別添仕様書による

(3) 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

(4) 履行場所

支出負担行為担当官指定の場所 詳細は仕様書による

3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「C」の等級に格付けされる者。

(3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。

(5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数37.5人未満の企業は除く）

(8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数101人未満の事業主は除く）

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(12) 情報セキュリティ対策業者として、審査機関より「プライバシーマーク付与」（JISQ15001：日本工業規格）、「ISMS/ISO27001 認証」（ISO/IEC27001：国際標準規格、JISQ27001：日本工業規格）のいずれかを取得していること。ただし、取得していない場合、個人情報の管理を適切に行う能力を有する者であること。また、過去に同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

4. 入札説明書の交付、及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明書の交付 ※土日祝日を除く

日時 令和8年8月17日(月)から令和8年8月28日(金) 9:00～17:00

場所 (ア) 沖縄労働局 総務部総務課 会計第一係
(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)
(イ) 沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添 3「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

- (2) 入札を希望する者は、仕様書の交付を受け、令和 8 年 8 月 28 日（金）17：00 までに説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記 5（1）により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること。

5. 入札

- (1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は別添 1 により、紙入札による場合は、別添 2 により沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること
- (3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない（別紙 2，2-2）
- (4) 入札日時及び場所
日時 令和 8 年 8 月 31 日（月）12：00 まで
場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 4 階）

6. 開札

- (1) 開札日時及び場所
日時 令和 8 年 8 月 31 日（月）14：00
場所 沖縄労働局総務部総務課
(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)
- (2) 電子調達システムによる入札の場合
電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。
- (3) 紙による入札の場合
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (4) 再入札の取扱
開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか（2 営業日以内）に行うこととする。
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

7. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 入札の無効
上記 3 の競争参加資格のない者のした入札、5（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。
- (4) 入札者の記載金額について
落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(10) 問合せ先

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 安里
電話（098）868-4003

一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）

1. 件 名 : 令和 8 年度 沖縄労働局健康診断業務

2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。 はい・いいえ
- (2) 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)における等級
九州・沖縄地域「役務の提供」 「 」等級
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 はい・いいえ
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 はい・いいえ
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、
または記載をしなかった者でないこと。 はい・いいえ
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間(⑤及び⑥については 2 保険年度)の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険 はい・いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成していること、
又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて
・対象外
て障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数 37.5 人未満の企業は対象外) はい・いいえ
- (8) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条に基づく
高齢者雇用確保措置を講じていること。 はい・いいえ
- (9) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。
「次世代育成支援対策推進法」(常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外
「女性活躍推進法」(常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外

* 事業所の常用労働者の人数 常用労働者数()人

- (10) 情報セキュリティ対策業者として、審査機関より「プライバシーマーク付与」
(JISQ15001: 日本工業規格)、「ISMS/ISO27001 認証」(ISO/IEC27001: 国際標準規格、
JISQ27001: 日本工業規格)のいずれかを取得していること。ただし、取得していない場合、
個人情報の管理を適切に行う能力を有する者であること。また、過去に同等規模以上の類
似業務の実績を有していること はい・いいえ

3. 厚生労働省所管法令に関する申告について

下記(1)から(4)の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があったことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去 1 年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 上記(1)～(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成
	大正 昭和 年 月 日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和 年 月 日
住 所
名 称
代表者

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

紙入札参加願

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

[]

記

件 名 令和 8 年度 沖縄労働局健康診断業務

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

3. 紙入札業者情報

※(1) ～ (13) まで、空欄の無いよう記入すること。

(1) 法人番号	
(2) 企業名称	
(3) 住所・郵便番号	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 代表者役職	
(6) 代表電話番号	
(7) 代表 FAX 番号	
(8) 担当者所属名称	
(9) 担当者氏名	
(10) 担当者所属住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者 FAX 番号	
(13) 担当者メールアドレス	

入 札 書

入 札 金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件 名	令和 8 年度 沖縄労働局健康診断業務								
上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。 令和 年 月 日 入札者 住 所 商 号 氏 名 (代理人氏名) 支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿									

入札金額内訳書

別紙5-2

件名：令和8年度 沖縄労働局健康診断業務契約

○ 一般健康診断 A	対象者数 (人)	金 額 (円)	対象者数×金額 (円)
- 既往歴及び業務歴の調査 - 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 - 身体測定 - 視力測定 - 聴力測定 - 血圧測定 - 尿検査 - 胸部 X 線検査 - 血液検査 - 循環器検査 - 肝機能検査	85	×	=
○ 一般健康診断 B	対象者数 (人)	金 額 (円)	対象者数×金額 (円)
- 既往歴及び業務歴の調査 - 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 - 身体測定 - 視力測定 - 聴力測定 - 血圧測定 - 尿検査 - 胸部 X 線検査 - 血液検査 - 循環器検査 - 肝機能検査 - 糖尿検査 - 大腸がん検査	156	×	=
○ その他の健康診断	対象者数 (人)	金 額 (円)	対象者数×金額 (円)
・ 胃部 X 線検査	11	×	=
肺がん検診	7	×	=
・ 喀痰検査	3	×	=
・ マルチヘリカル C T 検査	165	×	=
・ V D T 検診			

*マルチヘリカルCT検査については画像処理代も含む

入札金額

※金額は税抜き額で記入。

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

住所

商号

代表者氏名

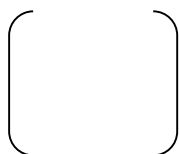
委 任 状

私は、を代理人と定め、下記の事項の入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

1. 件 名 令和8年度 沖縄労働局健康診断業務

2. 代理人使用印



令和 年 月 日

委任者 住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

個人情報等取扱いに係る実施体制報告書

別紙 7

1 スケジュール管理について

- (1) 責任者職氏名
- (2) スケジュール管理方法について

2 業務処理体制

- (1) 作業場所について（住所・建物名）
- (2) 責任者職氏名・勤務状況
- (3) 業務処理体制について
- (4) 再委託の有無（有・無）※有の場合は委託内容と委託先名称・住所を記載。

3 個人情報の書類の保管について

- (1) 管理責任者職氏名
- (2) 管理方法
- (3) 搬送方法（追跡可能か）
- (4) 保管場所・責任者職氏名・施錠の有無・入退室管理・私物の持ち込み可否
- (5) 書類の管理方法（他の書類との混合の防止対策）

4 秘密保護について

- (1) 責任者職氏名
- (2) 秘密保護対策について
- (3) 作業員への教育方法

5 その他

- (1) 夜間の管理体制
- (2) 事故時の連絡体制の整備の有無
- (3) 災害非常時における対策

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

電子調達システムによる場合の提出書類

令和 8 年 8 月 28 日（金）17：00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2－2）
3. 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供等」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）
※上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（常用労働者数 37.5 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
7. 一般事業主行動計画策定届「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」の写し（常用労働者数 101 名以上の場合）
8. 個人情報等取扱いに係る実施体制報告書（別紙 7）（※「プライバシーマーク付与」（JISQ15001：日本工業規格）又は「ISMS/ISO27001 認証」（ISO/IEC27001：国際標準規格、JISQ27001：日本工業規格）を取得している場合は、「プライバシー付与認定」（写し）又は「ISMS/ISO27001 認証」にかかる登録証（写し）を添付すること。）

※上記 1 から 8 までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに添付することにより提出する。

令和 8 年 8 月 31 日（月）12：00 まで

9. 入札金額内訳書（別紙 5－2）をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより添付する。

紙入札による場合の提出書類・手続

令和 8 年 8 月 28 日 (金) 17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2－2）
3. 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供等」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）
 * 上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（常用労働者数 37.5 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
7. 一般事業主行動計画策定届「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」の写し（常用労働者数 101 名以上の場合）
8. 紙入札参加願（別紙 4、別紙 4－2）
9. 個人情報等取扱いに係る実施体制報告書（別紙 7）（※「プライバシーマーク付与」（JISQ15001：日本工業規格）又は「ISMS/ISO27001 認証」（ISO/IEC27001：国際標準規格、JISQ27001：日本工業規格）を取得している場合は、「プライバシー付与認定」（写し）又は「ISMS/ISO27001 認証」にかかる登録証（写し）を添付すること。）

令和 8 年 8 月 31 日 (月) 12:00 まで

10. 入札書（別紙 5）
 11. 入札金額内訳書（別紙 5－2）
 12. 委任状（代理人入札の場合）
- ※10. 11. 12 は封筒に入れて提出

令和 8 年 8 月 31 日 (月) 14:00

再入札の場合に、印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）が必要。

再入札については、入札説明書の 6. 開札（4）のとおりとする。

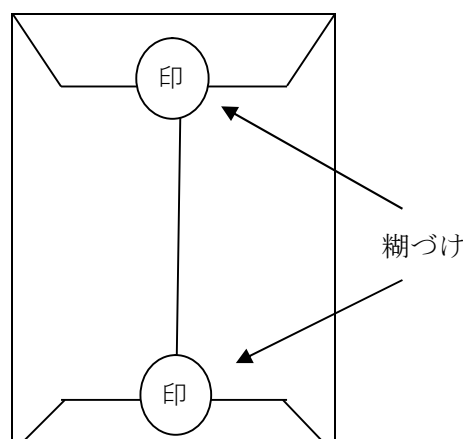
* 入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「割印」を押印すること。

封筒の表

件名 「令和 8 年度 沖縄労働 局健康診断業務」 支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿

封筒裏（糊づけ）



入札関係書類受領書

【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 安里
(メールアドレス: asato-michiru@mhlw.go.jp)

入札件名	令和8年度 沖縄労働局健康診断業務	
参加入札方式 (いづれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

(入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行なうこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること。
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

(入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字に誤字がみられ、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他の不正の行為があった入札。

参考

予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。



利用開始方法

🖨️ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧ください、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP 1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。

調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。

全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。

※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP 2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。

法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)

電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)

個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。

(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP 3 環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ

お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。

「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録

調達ポータルに利用者を登録します。

調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。

また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

🖨️ <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎ 0570-000-683

I P 電 話 等 ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

I P 電 話 等 ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



ジープス

政府電子調達(GEPS)

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは
調達ポータルに
統合され、
さらに便利に
なりました。



ワンストップ対応



印鑑不要



郵送費削減



書類保管費削減



印紙税不要



24時間365日利用

詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





本システムについて

 <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。



印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



印鑑が不要※

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。

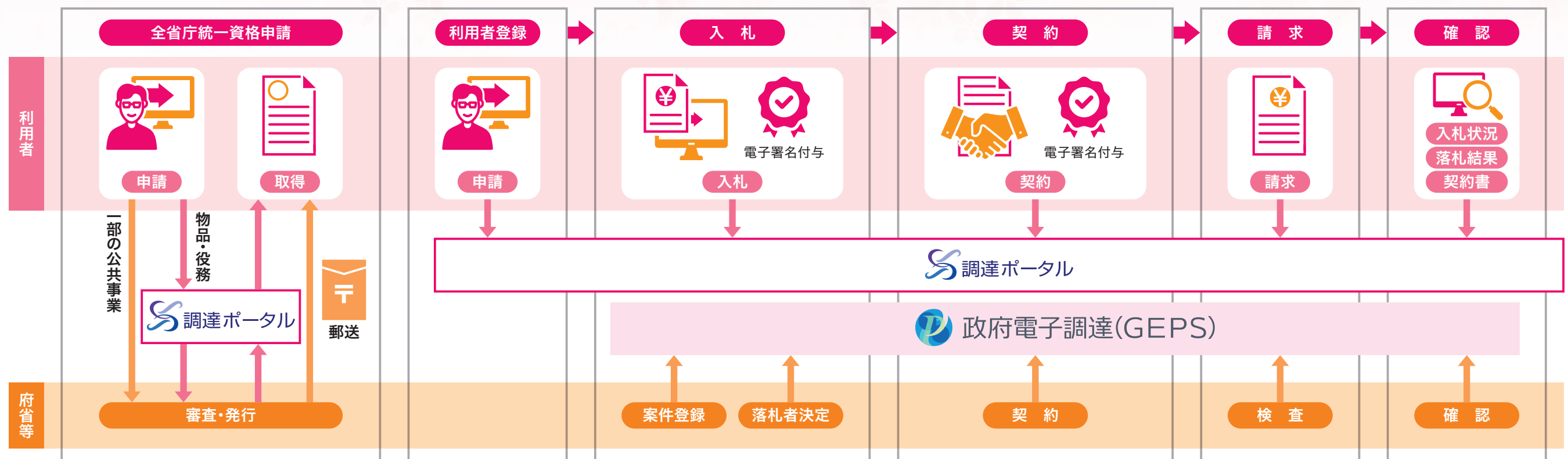


全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



仕 様 書

1 契約件名

令和 8 年度 沖縄労働局健康診断業務

2 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、原則として契約日から令和 8 年 11 月 30 日までに各指定庁舎での集団検診を行うこと。また契約期間中は受注者の健診施設での直接検診も可能とすること。

3 検査項目

- (1) 一般定期健康診断A(40歳未満(35歳を除く。)の職員向け)については、別紙1の「検査項目」のとおり。
- (2) 一般定期健康診断B(35歳及び40歳以上の職員向け)については、別紙2の「検査項目」のとおり。
- (3) その他の健康診断については、別紙3の「検査項目」のとおり。

4 予定対象者

一般定期健康診断については、**沖縄労働局**(以下「労働局」という。)**及び那覇労働基準監督署、那覇公共職業安定所、沖縄労働基準監督署及び沖縄公共職業安定所、**

(以下「署所」という。)に所属する職員・非常勤職員のうち別紙1、別紙2及び別紙3の「対象者」のとおり。

各健康診断の予定対象者数は、別紙4のとおりであるが、希望調査の結果により対象者数が増減する場合がある。

5 実施場所

- (1) 原則として労働局及び署所の会議室等とするが、検診車で検査を行う場合は、労働局及び署所の駐車場内で行うこととする。

なお、受注者側のやむをえない事情で労働局、署所以外で実施する場合は、労働局、署所の担当者と協議の上、労働局、署所の近隣の場所において実施できることとするが、その場合、会場借用の諸手続き、検診車の駐車場確保または路上占有許可申請にかかる手続等は受注者が行い、場所使用により発生する諸費用は受注者が負担することとする。

- (2) 各実施場所における対象者は、原則当該場所に所属する職員とするが、当該職員が該当場所にて受診できない場合には、労働局又は他の署所、受注者の施設等において実施する機会に受診できるよう受注者は沖縄労働局総務部総務課総務係(以下「総務係」という。)と連絡調整すること。
- (3) マルチヘリカル CT 検査は、労働局と協議のうえ労働局近隣で実施することとする。

6 実施方法

- (1) 実施日については、労働局、署所の多忙日等を避けるよう事前に総務係と協議の上、労働局、署所ごとの実施会場、実施日にかかる予定表を作成し、総務係あて提出すること。

なお、予定表による実施が困難となった場合は、別途協議すること。

- (2) 検査開始時間は午前 8 時 30 分からとするが、総務係、署所の担当者より検査時間の変更希望があった場合や受注者が複数の実施場所を巡回する場合は、協議の上決定すること。
- (3) 各実施場所の会場設営、受付、撤収は、受注者が行うこと。
- (4) 各種検査に必要な器材は受注者が準備すること。
- (5) 実施にあたっては、総務係・署所担当者と受注者の間で事前に検診者の駐車位置、検査会場、開始・終了時刻、業務との関連における留意事項、その他必要事項について協議を行うこと。

7 検査結果について

- (1) 胸部 X 線写真及び胃部 X 線写真の読影については専門医が行うこと。
- (2) 労働局総務係に各職員個別に配布できるようまとめた受診結果個人票を原則として検査実施月の翌月末までに提出することとし、検診機関名、医師名のほか、検査内容ごとに検査成績と標準値を併記して総合判定を記載することにより、結果を容易に把握できる内容とすること。

総合判定については、検査内容ごとに異常の有無や病名等を記載し、異常があった場合は、「要再検査」「要精密検査」「要治療」「治療中」等の表示またはこれに代わる記号を付すこと。

なお、検査結果表の書面は封筒に入れる等の方法により第三者の目に触れないようプライバシーに十分配慮したものとすること。

- (3) 労働局・署所ごとに分別した(2)と同様の受診結果個人票及び全職員の受診結果一覧表及び集計表を作成し、原則として検査実施月の翌月末までに労働局総務係あてに報告すること。また、報告は紙媒体及び CD-R[電子的標準様式:XML 形式(一部指定する除外者以外の受診者すべてのもの、特定健康診査に関する項目の記録に限る)及び Excel 形式(受診対象者の受診結果一覧)]を併せて格納すること(Excel 形式についてはまとめて格納でも可とする)]により行うこと。

ただし、マルチヘリカル CT 検査については、胸部 CT データとして提出すること。

受診結果一覧表については、受診結果個人票と同様に検査内容ごとに検査成績と標準値を併記し、「要再検査」等の判定を記載した様式とすること。

8 入札及び契約金額について

入札者は、健康診断にかかる経費の他、巡迴費・事務処理費等に一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとし、種別の単価(税抜)に調達予定数量を乗じた総価により入札を行うこととする。また、落札決定にあたっては、最低価格落札方式(上記金額(総価)の最低価格を落札金額とする。)をもって行う。なお、契約の際には単価にて契約を行う。

※入札書には、各単価を記載した入札内訳書を必ず添付すること。単価は円単位で記載す

ること。

9 個人情報等について

- (1) 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の職員が識別され、または識別され得るものをいう。)保護の重要性を認識し、本件業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように慎重に取り扱うこと。
- (2) 受注者は、本件業務に関して知ることのできた情報を本件情報等取扱者以外の者に伝達又は漏えいしてはならない。また、本件業務に従事しているものに対して、在職中はもとより、退職後も伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を確保すること。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本件業務のために個人情報を収集するときには、本件業務を実施するために必要最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (4) 受注者は、指示がある場合を除き、本件業務に関して知ることのできた個人情報を健康診断以外の目的で利用し、第三者に提供してはならないこと。また、本件業務以外の目的に使用することのないように、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- (5) 業務で作成したデータ等は業務の終了に伴い不要になった場合、又は当方から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により廃棄すること。
- (6) 受注者は、当方が提供又は指定した資料の履行完了後の取扱い(返却、廃棄等)について、総務系の指示に従うこと。
- (7) 作業場所及びデータ保管場所は国内に限定する。
- (8) 作業場所及びデータの保管場所における情報漏えいを防ぐため入退室管理等の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する機器に対し必要なセキュリティ対策等を講じること。

10 立入調査の実施について

本業務の履行状況を監督するため、厚生労働省担当者は、必要に応じて受注業者の作業場所やデータ保管場所の立入調査を実施することとする。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

11 通報窓口の設置について

厚生労働省では、受注者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているため、受注者は契約締結後、以下の内容を社内に説明・周知するとともに、その結果を「通報窓口の周知完了報告書」により報告すること。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注者の社員等から契約違反等に関する通報を受け付ける専用窓口を設置している。

受注者は、本業務に係る契約締結後、社員等に対して当該通報窓口の内容を周知すること。

また、本契約に係る業務について、不適正な業務の実施が確認された場合又はその疑いがある場合には、次の専用窓口に通報できる旨を周知すること。

(通報窓口) 厚生労働所大臣官房会計課会計企画調整室

(1) 書面(郵送の場合)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

(2) FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

03-3595-2121

(3) メールの場合

keiyaku-tsuhoh@mhlw.go.jp(専用メールアドレス)

12 進捗管理及び問題発生時の対応のあり方について

(定例会議)

・作業の進捗状況等を報告するため、沖縄労働局担当職員との連絡を定期的に行うこと。

(問題発生時の連絡体制)

・情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、下記 17(1)及び(2)の担当者にその問題の内容について報告すること。

13 留意事項について

- (1) 本仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度総務係と協議することとし、署所での詳細事項等については、署所の担当者と協議すること。(署所との協議内容については、事前に総務係に報告すること。)
- (2) この業務委託について、本仕様書又は契約事項に明示されていない事項であっても、業務委託の性質上当然必要なものは、総務係の指示に従い受注者の負担で行うこと。
- (3) 受注者は、健康診断を実施する際は、安全に十分配慮すること。万が一職員に負傷(針刺し等)させたときは、直ちに総務係に状況等を報告すること。また、受注者の職員等に対しても十分な安全対策を講じること。
- (4) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、廃棄物の適正な処理等に努めることとし、総務係から廃棄物の処理状況等に関する報告を求められた場合は速やかに報告すること。

14 再委託について

再委託についての要件は別紙6のとおり。

15 履行検査

当方は、前記7に掲げる全ての検査結果の報告を受けたときは、業務の結果について

10 日以内に検査を行う。

16 代金の請求及び支払方法について

- (1) 当方による履行検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 請求書は『官署支出官沖縄労働局長』宛て請求書を提出すること。
- (3) 当方の支払は、適法な請求書を受理後、30日以内に指定の金融機関へ振り込むこととする。

17 担当部署

- (1) 検診実施内容について
沖縄労働局 総務部 総務課 総務係 比嘉
- (2) 入札及び契約について
沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 安里

(TEL)098-868-4003

一般定期健康診断 A（40 歳未満（35 歳を除く）の職員向け）

検査項目	対象者
既往歴及び業務歴の調査 自覚症状及び他覚症状の検査	35 歳未満及び 36 歳以上 39 歳以下の 全職員
身体測定（身長、体重、BMI）	
視力検査（裸眼、矯正）	
聴力検査（1,000Hz、4,000Hz）	
血圧測定	
尿検査（糖、蛋白）	
胸部 X 線検査	
血液検査（血色素量、赤血球容積、赤血球数）	
循環器検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪）	
肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）	

一般定期健康診断B（35歳及び40歳以上の職員向け）

検査項目	対象者
既往歴及び業務歴の調査 自覚症状及び他覚症状の検査	35歳及び40歳以上の全職員
身体測定（身長、体重、BMI、腹囲）	
視力検査（裸眼、矯正）	
聴力検査（1,000Hz、4,000Hz）	
血圧測定	
尿検査（糖、蛋白）	
胸部X線検査	
血液検査（血色素量、赤血球容積、赤血球数、HbA1c）	
循環器検査（心電図（12誘導）、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、眼底）	
肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）	
糖尿検査（血糖）	
大腸ガン検査（便潜血検査（1日法））	

その他の健康診断

検査項目		対象者
胃部X線検査		50 歳以上の職員 検査希望者
肺がん検診	喀痰検査	40 歳以上で 喫煙指数（1 日の平均喫煙本数×喫煙年数）が600 以上となる者（検査希望者）
	マルチヘリカルCT検査	石綿を含む建築物の解体作業の現地調査に従事する（及びした）職員 検査希望者
VDT検診		注視作業2時間以上その他作業4時間以上従事者等 検査希望者

健康診断 予定者数

所在地		一般健診 A	一般健診 B	胃部X線検査	肺ガン検査		V D T 検診
					喀痰検査	マルチヘリカルCT検査	
沖縄労働局	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 1号館	40	84	4	3	2	92
那覇労働基準監督署							
那覇公共職業安定所	那覇市おもろまち 1-3-25 沖縄職業総合庁舎	20	43	6	3	0	46
沖縄労働基準監督署	沖縄市住吉 1-23-1	25	29	1	(1)	(1)	27
沖縄公共職業安定所							
合 計 (名)		85	156	11	7	3	165

令和 8 年 月 日

令和 8 年度 沖縄労働局健康診断業務契約に係るデータ等の利用後の廃棄について

受託者名

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

1 データの媒体等及び廃棄方法

(該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○をつけてください。)

- ・ ①電磁的記録媒体 － ②裁断
 - ・ ①紙媒体 － ②焼却 or 溶解 or 裁断
 - ・ ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ － ②データ消去
 - ・ その他①（媒体等の種類を記載） － ②（廃棄方法を記載）
- ※①と②の組み合わせがない場合も「その他」に記載願います。

2 廃棄が完了した年月日

令和 年 月 日

※上記 1 の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。

令和 8 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が厚生労働省沖縄労働局と契約しました「令和 8 年度沖縄労働局健康診断業務契約」の実施にあたりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので報告します。

【周知方法】

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

【周知内容】

(周知した内容を具体的に記載すること。)

再委託についての要件

第 1 再委託について

- (1) 契約業者は、契約に係る事務又は委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 委託業者における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (3) 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、2 分の 1 未満とすること。
- (4) 契約業者は、一部を再委託する場合には、様式 1 により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、当該再委託が 5 0 万円未満の場合は、この限りではない。
- (5) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対し、すべての責任を負うものとする。
- (6) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、契約業者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第 2 再委託先の変更

契約業者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第 2 項ただし書に該当する場合を除き、様式 2 の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

第 3 履行体制

- (1) 契約業者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙 1 の履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、別紙 1 の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式 3 により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ・受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ・事業参加者の住所のみの変更の場合。
 - ・契約金額のみの変更の場合
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、契約業者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※ 上記で記載した様式及び別紙については、契約書に添付することとし、契約締結後に交付する。